

平成26年度事務事業評価シート		該当事業(評価対象外事業は基本情報のみ記載)		
		一般事務	公共建設事業	評価対象外事業
事務事業名	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業			
予算科目	3 款 1 項 13 目			
総合計画での位置付け	福祉の向上と保健・医療の充実～やすらぎとぬくもりのまちづくり～ 福祉施策の向上と充実			
所管課情報	担当課:	福祉課	電話番号(内線):	538
記入者情報	所属長:	渡辺 悦子	担当責任者:	大森 秀泰
事業の性格	法定事務			
実施期間	【開始年度】平成 19 年度 【開始年度】設定なし			
事業の対象	本市に住所を有する小児慢性特定疾患児で、児童福祉法及び障害者自立支援法による施策の対象とはならない者			
根拠法令等	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱			
事業の目的	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ることを目的とする。			
事業の内容	対象者の申請に基づき、その必要性に応じて特殊寝台等の日常生活用具を給付する。			
改善策の 具体的 取り組み (当初)	昨年度から難病患者が障害者枠に組み込まれ、障害福祉サービスや日常生活用具の支給対象が広がった。難病枠から外れた特定疾患のある児童はこの制度を利用することとなるので、母子保健担当や保健所と連携して対応する。			
改善策の 具体的 取り組み				

事業費及び財源内訳					
項 目		25年度決算	26年度予算	9月末の執行状況	26年度決算
事業費	直接事業費	154	154	0	0
	人件費	81	79	79	79
	合計	0	233	79	79
人件費 内訳	人工数	0.01	0.01	0.01	0.01
	人件費単価	8,135	7,954	7,954	7,954
	補助事業人件費	0	0	0	0
	人件費	81	79	79	79
財源内訳	国庫支出金	0	77	0	0
	県支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	235	156	79	79

事業活動の実績(活動指標)					
項目	単位	25年度実績	26年度予定	9月末の実績	26年度実績
給付件数	件	0	1	0	0

向こう5年間の直接事業費の推移						
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年間の実績
	154	160	160	160	160	794

成果指標				
成果指標	給付に関する相談件数			
指標設定の考え方	日常生活用具を必要とする小児慢性特定疾患児が本事業に該当するかどうか、相談から給付まで適切な形サービスにつながったかどうかを指標とする。			
区分年度	25年度	26年度	27年度	目標28年度
目標	1	1	1	1
実績	0	0	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	3	
		市の関与の妥当性	3	
	有効性	事業の効果	3	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	3	
	効率性	手段の最適性	3	C
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	難病患者が障害者枠に組み込まれたことで、障害福祉サービスや日常生活用具の支給対象が広がり、難病枠から外れた児童がこの制度を利用することとなった。しかし、一般に知られているとはいいがたく、広く周知することが必要である。			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	3	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	3	
		施策への貢献度	3	
	効率性	手段の最適性	3	C
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	平成19年度から事業が開始されたが、対象児童がいなかったため、事業が執行されていない。小児慢性疾患をもつ重度の児童は、身体障害者手帳の交付要件を満たし、障害福祉サービスを受給することが児童の利益となるからである。しかしながら、手帳保持とならない児童もいる可能性がある以上、子どもの健全育成のため、事業の継続は必要と考える。			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	一次評価結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。
意見、課題	今後も、制度周知とともに、保健所、保健センターと連携し、対象児の把握に努める。

行政評価委員会の答申

外部評価 (行政評価委員会)	
-------------------	--

経営者会議の最終判断

事業の方向性	下記の点を見直しの上、継続する。
意見、課題	二次評価の内容を踏まえ見直すこと。